

## 近時の医療判例 (50)

本号では、「近時の医療判例」として、熊本地方裁判所令和5年12月25日判決（医療判例解説112号101頁以下）、説明義務違反に基づく自己決定権侵害による慰謝料を認めた事案を取り上げたいと思います。

### 1 事案の概要（用語は判決文から転記した）

(1) 原告らは、死亡した患者の妻及び二人の子（いずれも患者の相続人）です。

被告は、本件で患者が治療を受けた総合医療センター（以下、「本件病院」）を設置する地方公共団体です。

(2) 患者は、平成21年12月、他院において実施された超音波健診により、4.4センチメートル大の腹部大動脈瘤が確認され、手術の適応判断等を目的として本件病院の受診を勧められました。

(3) 患者が、平成22年7月2日に本件病院を受診しCT検査を実施したところ、腹部大動脈瘤は4.8センチメートルであることが確認され、本件病院に勤務するA医師は手術適応があると判断しました。

(4) 患者は、同月26日、翌日に予定された腹部大動脈瘤切除人工血管置換術（以下、「本件置換術」）を受けるため本件病院に入院し、主治医となるB医師から本件置換術に関するインフォームドコンセントを受けましたが、本件置換術の予後次第では下肢切断を伴う手術が必要となる可能性があることは説明されませんでした。

(5) 翌27日、患者は、午後0時15分から午後5時30分にかけて本件置換術を受けました。その過程において、午後2時44分に大腿動脈の血流遮断、午後3時59分に左遮断解除、午後4時17分に右遮断解除などの処置が行われました。

(6) 同日午後10時37分、患者に対してCT検査が行われた結果、右外腸骨動脈内に血栓と思われる陰影欠損が、右腿両側の前・後脛骨、腓骨動脈の描出やや不良が確認され、下肢動脈塞栓症と診断されました。

これを受け、同月28日午前0時50分から午前2時52分にかけて、下肢動脈塞栓摘除術（以下、「本件摘除術」）が行われました。なお、本件摘除術に先立って、B医師は患者に対して、本件摘除術の必要性があることに加え、本件摘除術を施行したとしても数日中に血管の閉塞を生じる可能性があり、その場合には再手術が必要になること、重篤な症状がみられるときには下肢の切断が必要になる場合もあることなどを説明し、本件摘除術を受けることに同意する同意書を取り付けています。

(7) 本件摘除術直後は、右下腿につき足背動脈及び後脛骨動脈、左下肢につき後脛骨動脈の血流が触知により確認されるとともに、尿の排出量も良好であることが確認されました。

しかし、同日午前3時30分以降、7回にわたり、ドブラ血流計や触知等により患者の両下腿の血行動態の確認が行われましたが、同日午後0時頃以降、患者の両下肢が再び虚血性の色調を呈したことが確認され、ドブラ血流計による両下肢の血行動態確認の結果も血流の減少が認められました。同日午後2時3分実施の血液ガス分析では、患者の血清カリウム濃度が7.09mEq/Lを示しています。

(8) これを受け、A医師は、遅くとも同日午後0時頃までに患者の両下肢に再塞栓が生じ、両下肢の壊死が進行しつつあること、これにより患者の血清カリウムが濃度の数値が上昇しており高カリウム血症による死亡の危険があること、これを回避するためには両下肢切断術を施行するほかにないこと、この時点で患者に生じている腎障害に対する対応として、血液透析を行う必要があることなどを説明しました。

しかし、患者は両下肢切除術には同意をせず、A医師はひとまず血液透析のみを患者の同意を得て実施しました。

(9) 血液透析の実施中、及び実施後、A医師、B医師、患者の家族が患者に対して両下肢切断術に同意するよう複数回にわたり説得を試みましたが、患者は、考える時間が欲しいなどとしていずれも応じませんでした。

(10) 同月29日午前7時の時点で血清カリウム濃度が7.3mEq/Lまで上昇するなどしたため、同日午前8時10分から再度血液透析が試みられましたが奏功せず、患者は、同日午前8時33分に心室細動による心停止に至り、同日午前9時43分、死亡が確認されました。

(11) 以上の経過を前提に、患者の相続人である原告らが、本件置換術の際の注意義務違反、本件摘除術の際の注意義務違反、持続的血液濾過透析のために他院に転院させるべき注意義務違反、両下肢切断術に関する説明義務違反による自己決定権侵害を主張し提訴したのが本件です。

(12) このように争点は多岐にわたりますが、結論としては、本件置換術の際の注意義務違反、本件摘除術の際の注意義務違反、持続的血液濾過透析のために他院に転院させるべき注意義務違反について裁判所はいずれも否定し、両下肢切断術に関する説明義務違反の点のみを認めました。

本稿では、最後の説明義務違反による自己決定権侵害の点について裁判所の判断を取り上げたいと思います。

### 2 裁判所の判断

(1) 説明義務違反の有無について

ア 説明義務違反は、2時点、本件置換術前の時点（何ら説明がなされていないことは争いなし）、本件置換術後の時点（原告らの主張では、一応の説明はあったものの同意をするために必要な情報を十分に提供されず、両下肢切断術の

必要性について最大限丁寧に説明されていないとして)で問題になっています。このうち、本件置換術後の時点については、少なくとも、患者において両下肢切断術を施行しなければ自らの生命が失われる可能性が極めて高いこと、本件病院の医師らが両下肢切断術を施行するためには自らの同意が必要不可欠であることを認識可能な程度の説明をしたことは認められるとして、裁判所は説明義務違反は否定しました。

イ 本件置換術前の時点での説明義務違反について、裁判所は、一般に腹部大動脈瘤に対する人工血管置換術には、特に死亡に至る合併症のリスクがあり、また本件置換術に先立つ患者のCT報告書の内容等によれば、本件置換術を施行することにより、血管内のデブリの飛散を生ずる可能性を想定できたとして、本件置換術に先立ち、このような危険性があることを説明する義務があったと判断しました。

加えて、患者に認められた腹部大動脈瘤の最大横径及びその経過等の事情を総合すると、患者に認められた大動脈瘤は外科手術の絶対的適応に至るものではなく、瘤が破裂する危険が相応に存在しつつも、経過観察によることがおよそ想定し難い病態ではなかったというべきであるから、本件置換術による合併リスクを回避するために、この時点では経過観察として様子を見るという選択肢も想定し得る旨説明する義務を負っていたというべきと判断しました。

ウ それにもかかわらず、本件置換術前には何らの説明もされていない訳ですので、この点について不法行為上の説明義務違反がある、と結論付けました。

(2) 説明義務違反と死亡の結果の因果関係について

原告らとしては、本件置換術前の説明義務が尽くされていれば、患者が本件置換術を受けるという決断をすることはなく、死亡の結果は回避することができたと主張していました。

しかし、この点について、裁判所は、患者に認められた腹部大動脈瘤は手術適応基準をわずかに下回るにとどまるものであること、腹部大動脈瘤が破裂した場合における救命率は10～15%とされるところ腹部大動脈瘤径が4～5センチメートルまでの瘤の1年あたりの推定破裂率は0.5～5%とされており、患者の症例にあっては瘤の破裂により死亡に至る危険性が相応に高いことなどからすれば、本件置換術に先立ち、本件病院の医師らが経過観察の選択肢も含めて説明したとしても、患者が本件置換術を受けることを逡巡し、その同意に踏み切るまでに若干の時間を要することがあるとしても、最終的には本件置換術の施行に同意するに至る可能性を払拭することができないとして、説明義務違反と死亡の結果との因果関係は否定しました。

(3) 慰謝料額について

そうすると、説明義務違反による慰謝料の量が問題となりますが、この点について裁判所は、説明義務を尽くさなかったことの結果として、本件置換術の施行後、患者は、突如として両下

肢の切断という重大な結果を伴う決断を迫られるに至ったこと、こうした経緯により患者が抱えることを余儀なくされた混乱や苦悩等は、唯一の救命手段であった両下肢切断術の施行を即断しえないほどに重大なものであったことなどを理由として、慰謝料300万円が相当と判断しました。

### 3 判決のポイント

(1) 本件では、原告らの主張の中では説明義務違反による自己決定権侵害という形で主張がなされたのに対して、裁判所の判決理由としては、単に説明義務違反による慰謝料という形での認定となっていますが、患者にしてみれば本件置換術を受けるか、経過観察をするかという重大な決断を阻害されたわけですので、裁判所としても自己決定権侵害の側面を否定するものではないと思われます。

(2) 医療訴訟において自己決定権侵害という場合に著名なのは、宗教上の協議を理由とする輸血拒否の事案等であろうと思われますが、重大な決断を伴う医療行為を施行する場合には、本件のように説明義務違反の結果として自己決定権侵害を問われる危険性は常にあるといえます。

(3) 判決においては、具体的な病状に照らして、仮に説明義務を尽くしていたとしても、最終的には本件置換術の施行に同意するに至る可能性を払拭できないという指摘をして、死亡との因果関係を否定しています。

しかし、この点は、裁判所によっては因果関係が肯定されてしまう余地がないとはいえないようにも感じます。

一般に医療訴訟において因果関係を検討するときの結果は、当該個別具体的な(その時点において実際に生じた)結果であるとされ、注意義務を尽くしていたとしてもいずれ近い時点で同様の結果が発生していたという場合であっても、因果関係は否定されない傾向があります。

この観点から考えると、仮に本件で説明義務を尽くしていたとすれば、裁判所も認定するように、患者は逡巡しつつも最終的に同意に至ることが想定されますので、その分、患者は本件置換術を受けるまでの時間を確保でき、その間に、自身の気持ちを整理し覚悟を決め、場合によっては万が一に備えて身の整理をするなどのものできたかもしれないところ、そのような時間が奪われたともいえます。その意味では、いずれ避けられなかった死亡の結果と本件で実際に生じた死亡の結果は、質的に別のものと評価される結果、説明義務を尽くしていれば、少なくとも本件で実際に生じた死亡の結果は回避できたと判断されることはないとはいえないようにも感じます。

(4) 仮に因果関係が肯定されたとしても、いずれ避けられないであろう結果である場合には、その事情は損害額の算定に当たって考慮されることが多いところですので、最終的な賠償額はそれほど大きく変わらなかったかもしれません。